

香芝市ふるさと納税協力事業者募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度による本市への寄附の促進、地元特産品のPR及びブランド力の向上並びに市内の産業及び観光の振興に繋がる魅力ある品物や特典の提供に協力する事業者（以下「協力事業者」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者)

第2条 協力事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が協力事業者として適当でないと認める場合は、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する法人、団体又は個人事業者（以下「法人等」という。）であること。

イ 本社（本店）、支社（支店）、営業所又は工場のいずれかを市内に有している法人等であること。

ロ その他市長が特に認める法人等であること。

(2) 生産、製造、販売等に関係する法令等を遵守していること。

(3) 市税等の滞納がないこと。

(4) 香芝市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に規定する暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

(返礼品)

第3条 返礼品は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が返礼品として適当でないと認める場合は、この限りでない。

(1) 平成31年総務省告示第179号第5条に規定する基準を満たすものであること。

(2) 安定した供給が見込まれる品質及び数量を有するものであること。ただし、期間限定又は数量限定で提供するものを除く。

(3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、商標法（昭和34年法律第127号）、特許法（昭和34年法律第121号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）その他の関係法令等を遵守しているものであること。

(4) 各業界又は業種が公表するガイドラインを遵守した対策がなされているものであること。

(5) 金券等の換金性又は資産性が高いものでないこと。

(6) 返礼品が飲食物である場合は、十分かつ適切な賞味期限又は消費期限が確保されるものであること。

(7) 返礼品が体験、宿泊等の役務を提供するものである場合は、次の要件を

満たすものであること。

イ 転売及び譲渡の防止措置を講じた利用券等を発行するものであること。

ロ 利用期限が利用券等を発行した日から1年程度であること。ただし、期間限定又は日時指定の役務を除く。

(返礼品の金額)

第4条 返礼品の金額(送料を除く。)は、寄附金額の3割を限度として市長が定めるものとする。

(パンフレットの同封等)

第5条 協力事業者は、返礼品の発送時に自社製品のパンフレット等を同封することができる。

2 協力事業者は、前項のパンフレットを同封するときは、事前に当該パンフレットを市に提出しなければならない。

(協力事業者の参加申込み)

第6条 香芝市ふるさと納税協力事業者に参加しようとする者は、香芝市ふるさと納税協力事業者参加申込書(第1号様式)に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(第2号様式)

(2) 事業内容等が分かる書類

(3) 市税等の滞納がないことを証する書類(公簿等により確認できる場合を除く。)

(4) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し(個人事業者の場合に限る。)

(協力事業者の参加承認)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その可否を決定し、香芝市ふるさと納税協力事業者参加承認・不承認通知書(第3号様式)により、当該申込みをした者に通知しなければならない。

(参加の辞退等)

第8条 協力事業者は、香芝市ふるさと納税協力事業者への参加を辞退しようとするときは、14日前までに香芝市ふるさと納税協力事業者参加辞退届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、香芝市ふるさと納税協力事業者参加辞退承認通知書(第5号様式)により、当該届出をした者に通知しなければならない。

3 第1項の規定による届出をした協力事業者は、前項の規定による承認を受けた日以前に受注した返礼品については、寄附者に発送しなければならない。

(参加承認の取消し等)

第9条 市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協力事業者の香芝市ふるさと納税協力事業者参加承認を取り消すことができる。

(1) 協力事業者が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 第6条の規定による申込みの内容に虚偽があったとき。

(3) 市に不利益を及ぼす行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、その旨を香芝市ふるさと納税協力事業者参加承認取消通知書（第6号様式）により、当該協力事業者に通知しなければならない。

(返礼品の登録)

第10条 協力事業者は、返礼品についてあらかじめ登録を受けなければならない。

(返礼品の登録の取消し)

第11条 市長は、登録した返礼品が第3条に規定する要件を満たさなくなったときは、返礼品の登録を取り消すことができる。

(苦情等への対応)

第12条 協力事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があったときは、真摯な対応と解決に努め、その内容について速やかに市に報告しなければならない。この場合において、市は、品質等による補償、苦情等の対応について一切の責任を負わないものとする。

(個人情報取扱い)

第13条 協力事業者は、市から提供を受けた寄附者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。協力事業者でなくなった後も同様とする。

2 協力事業者は、寄附者に係る個人情報の管理、使用等について市長の指示に従わなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年1月17日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

香芝市ふるさと納税協力事業者参加申込書

年 月 日

香芝市長 様

事業所所在地

事業者名

代表者名

香芝市ふるさと納税協力事業者への参加を下記のとおり申し込みます。

記

1 事業者情報	市内事業所所在地： 市内事業者名： 電話番号： FAX番号： メールアドレス： ホームページURL：
2 担当者情報	担当者名： 担当者連絡先： （携帯電話番号） 担当者メールアドレス：
3 備考 (返礼品内容等)	

第2号様式（第6条関係）

誓約書

私は、香芝市ふるさと納税協力事業者参加の申込みをするに当たり、次の事項について誓約します。

- 1 香芝市ふるさと納税協力事業者参加申込書の記載事項及び添付書類等について真実に相違ありません。
- 2 香芝市税等の滞納はなく、市が必要に応じて滞納状況を確認されることについて了承します。
- 3 香芝市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者ではありません。
- 4 提供する返礼品の生産又は製造について適正な品質管理体制を整備するとともに、寄附者に対して安全と信頼の確保をします。
- 5 提供する品物又は特典の品質等について苦情、事故等が発生した時は、当方が一切の責任を負います。
- 6 この事業による事務に関して知ることのできた個人情報と事業の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しません。
- 7 本誓約に違反した場合は、香芝市ふるさと納税協力事業者参加承認の取消しをされても、何ら異議を申し立てません。

年 月 日

香芝市長 様

事業所所在地

事業者名

代表者名

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市ふるさと納税協力事業者参加承認・不承認通知書

年 月 日付けで申込みのあった香芝市ふるさと納税協力事業者への参加について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
事業者名	
備考 (不承認の場合：理由等)	

第4号様式（第8条関係）

香芝市ふるさと納税協力事業者参加辞退届出書

年 月 日

香芝市長 様

事業所所在地

事業者名

代表者名

香芝市ふるさと納税協力事業者への参加を辞退しますので、下記のとおり届け出ます。

記

辞退希望日	年 月 日
理 由	

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市ふるさと納税協力事業者参加辞退承認通知書

年 月 日付で届出のあった香芝市ふるさと納税協力事業者の参加辞退について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

参加辞退承認日	年 月 日
参加辞退届受理日	年 月 日
備 考	

第 年 月 号 日

様

香芝市長



香芝市ふるさと納税協力事業者参加承認取消通知書

下記のとおり香芝市ふるさと納税協力事業者参加承認を取り消しますので通知します。

記

事業者名	
取消理由	
備考	